

栃木県国土利用計画審議会の概要

栃木県総合政策部 地域振興課

- 1 根拠法令 国土利用計画法第38条
栃木県国土利用計画審議会条例
- 2 審議会の概要
 - (1) 所掌事務
 - ア 国土利用計画県計画を策定する場合の意見の申し出（法第7条第3項）
 - イ 知事が市町村から国土利用計画市町村計画策定の報告を受けたとき、市町村に対し必要な助言又は勧告をする場合の意見の申し出（法第8条第6項）
 - ウ 土地利用基本計画を定める場合の意見の申し出（法9条第10項）
 - エ 知事の諮問に応じ、県土の利用に関する基本的な事項及び土地利用に関し重要な事項の調査審議（法第38条第1項）
 - オ 国土調査法に基づき、知事の諮問に応じ、国土調査に関する重要事項についての調査審議（国土調査法第15条）

※ ア、ウの規定は各計画の変更についても準用
 - (2) 組織及び運営

ア 委員	25名以内（現在委員：16名）
イ 任期	<u>3年（任期：令和5年7月1日～令和8年6月30日）</u>
ウ 会議	定足数 1/2
	議決 出席委員の過半数
- 3 謝金等の支給

委員報酬：10,350円/日

交通費：県の旅費規程による額
- 4 令和5年度スケジュール（予定）
 - ・令和5年7月20日 第65回審議会（委員顔合わせ、会長選出等）
 - ・令和6年2月上旬 第66回審議会（土地利用基本計画図の変更審議）

※ 審議会については、例年2月に1回開催していますが、令和5年度については委員改選年度となるため、7月と2月の2回開催を予定しています。